

○保育を取り巻く状況

- ・令和7年4月14日付で総務省から人口推計（2024年（令和6年）10月1日現在）が公表された。総人口は前年から55万人減で14年連続減少、日本人人口は減少幅が13年連続で拡大、自然増減も18年連続の自然減少で減少幅拡大となった。15歳未満人口が総人口に占める割合は11.2%で過去最低となる一方、65歳以上人口の割合は29.3%と過去最高となっている。少子高齢化が顕著になっている様が見てとれる。
- ・待機児童は減少したものの未だ解消には至らず、上昇傾向にある女性就業率や地域の実情による想定外の保育ニーズなど注視する必要がある。
- ・経営実態調査の速報によれば、保育士等の1人当たり給与月額が4～5万円程度の増となっている。クロス集計など詳細については後日示される予定。
- ・令和7年4月25日に開催されたこども家庭審議会資料において、内閣総理大臣からの諮問「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」の内容が公表された。令和8年度末（令和9年3月）までの3要領・指針改訂（定）に向けて議論がスタートする見込み。

○こども政策の推進

- ・令和5年4月1日にこども基本法施行。
- ・令和5年12月にこども大綱とともに「はじめの100か月の育ちビジョン」閣議決定
- ・以降これらに沿ってこども政策が進められている。
- ・令和10年度末までの保育政策の新たな方向性が示された。量の拡大から質の充実に転換していく。こども基本法やはじめの100か月の育ちビジョンなどを念頭に、すべての子どもと子育て家庭の支援を推進するとされた。
- ・文科省の要領・指針の実施状況に関する有識者会議の最終報告において、「自発的な活動としての遊び」について述べられている箇所がある。幼児期においては「遊びが学び」であることが指摘される一方で、一部施設において幼児期にふさわしくない「教育活動」が行われている実態や、世間一般に残る「子どもをただ遊ばせているだけ」との誤解などが課題として挙げられている。
- ・令和7年度予算案の資料として、こども誰でも通園制度の事業内容が示された。子ども一人当たり時間単価は試行的事業と比べて上がることとなった。年齢ごとに設定され、障害児等の加算も単価設定された。
- ・いわゆる留意事項通知が発出され、1歳児配置改善加算の要件設定も示された。しかしながら資料以上の説明がないためICT活用の範囲などについては詳細不明。
- ・60人以下の定員区分において従来の10人刻みが5人刻みに細分化された。これにより、特に人口減少地域でより適切な運営費が施設に入ることが見込まれる。
- ・定員超過減算に係る要件であった「連続する5年間」が「2年間」となることが示された。これは元々「2年間」であったところ、待機児童対策として特例的に「5年間」とされた

要件が従来の形に戻る事となる。

- ・主任保育士専任加算の加算取得要件として、災害時に連絡調整を行う体制づくりが新たに追加された。取り組みの程度については FAQ の発出が待たれる。
- ・一時預かり事業において、これまで年間延べ利用児童数 300 人未満が下限であったものが、それ以下の区分で細分化された。これにより、事業全体としての予算は拡充となったものの、利用児童数 200 人未満の施設では昨年度比で運営費が下がってしまうことになる。ご注意願いたい。
- ・退職手当共済制度について、公費助成は一旦継続となり「令和 8 年度までに改めて結論を得る」とされた。イコールフットィングと保育人材確保の観点から引き続き検討となる。
- ・こども性暴力防止法が令和 6 年 6 月 26 日に公布された。公布から 2 年 6 か月を超えない範囲（令和 8 年 12 月 25 日まで）で施行とされており、現在ガイドライン等の作成が進められている。すでに導入された保育士特定登録取消者管理システムと併せて、子どもへの性犯罪防止に努めなくてはならないが、現場の委縮につながらないように注意する必要があると考えている。

○こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

- ・従来の「子ども・子育て会議」の後継となる会議で、全私保連からは高谷常務理事が出席している。日保協、全保協からもそれぞれ委員が出ている。
- ・昨年度は 8 月 2 日、10 月 17 日、12 月 19 日、3 月 4 日に開催された。発言要旨は資料のとおり。

○保育三団体協議会の取り組み

- ・今年度の幹事団体は全私保連。
- ・4 月に自民党関連の会合でヒアリングを受けたほか、6 月 2 日に第 1 回代表者会議・実務者会議合同会議開催、6 月 17 日に関係議員やこども家庭庁への要望書手交を予定している。

○人勤及び処遇改善について

- ・令和 6 年人事院勧告により公定価格の人件費は+10.7%とされた。
- ・処遇改善は着実に進められてはいるがまだ全産業平均に及ばない。
- ・令和 7 年 4 月 11 日付で通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が発出された。これにより処遇改善等加算の一本化に係る要件や配分方法等が示された。
- ・処遇改善等加算は「区分 1（基礎分）」「区分 2（賃金改善分）」「区分 3（質の向上分）」の 3 区分が設けられ、旧処遇改善等加算Ⅰの「基礎分」「キャリアパス要件」が区分 1 に、同「賃金改善要件分」とⅢが区分 2 に、Ⅱが区分 3 に位置づけられた。
- ・区分 1 にキャリアパス要件が含まれたことにより、従来のキャリアパス要件を満たしてい

なかった施設は区分1全体を取得できないこととなる。令和7年度に限り、区分2から減算を受ける経過措置が設定された。

- ・区分2と区分3の合計額の1/2は月例給として支給する必要がある。
- ・入所児童数の減少などにより、やむを得ず支払額が見込額を下回る場合は「特別な事情に係る届け出」が必要となる。
- ・従来の加算Ⅱは区分3と位置付けられた。これまで加算額は算定表による算定人数で決定されていたが、区分3においては加算当年度の4月1日時点の研修修了者の人数で判断されることとなった。なお、加算当年度の4月1日時点で研修修了者が1人もいない施設に限って、年度途中で要件を満たせばその翌月から加算を受けることができる。また、これまでの「4万円支給1人以上」の要件は撤廃され、これまでよりも柔軟な配分が可能となる。配分には研修修了見込み者を含むことができる。
- ・令和7年5月1日付でFAQの第1版、5月23日付で第2版が発出された。今後も随時情報が追加されていくと思われる。自治体向けに近日中に説明会を開催するとこども家庭庁から説明があった。現場の混乱についてはこども家庭庁に伝えている。
- ・制度切り替えに係るポイントがスライド 37～39 にまとめられているので参照されたい。
- ・特に区分3（旧処遇改善等加算Ⅱ）における算定人数と配分人数の関係がわかりにくいので注意が必要。令和7年度に関しては研修修了見込み者も算定人数にカウントしてよいとの経過措置がFAQ第2版で追加された。
- ・人材確保にも関連して引き続き要望を行っていく。

○子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

- ・3月25日と4月8日にこども家庭庁によるWEB説明があった。アーカイブは一定期間公開とされている。
- ・今年度事業が公表対象であり、職員の「モデル給与」等を公表する。施設の収支状況などはグルーピングされた集計・分析結果が公表となる。
- ・給与比較による人材流出や事務負担の増大についての懸念は重々国に伝えている。